

奈良県議会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年七月十一日

奈良県議会議長 川 口 正 志

奈良県議会議規則第一号

奈良県議会議規則の一部を改正する規則

奈良県議会議規則（昭和三十一年十二月奈良県議会議規則第一号）の一部を次のように改正する。

第三十四条の次に次の一条を加える。

（付託事件を議題とする時期）

第三十四条の二 委員会に付託した事件は、第五十九条の四（委員会報告書）の規定による報告書の提出を待って議題とする。

第三十九条第一項中「認めたる」を「認める」に改め、同条第二項中「委員会は、」を削り、「期限内」を「期限まで」に改め、「ときは」の下に「、委員会は」を加え、「延長」を「延期」に改め、同条に次の一項を加える。

3 前二項の期限までに審査又は調査を終わらなかつたときは、その事件は、第三十四条の二（付託事件を議題とする時期）の規定にかかわらず、議会において審議することができ。

第四十条中「ある」の下に「と認める」を加え、同条に次の一項を加える。

2 委員会は、その審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、議会の承認を得て、中間報告をすることができ。

第四十二条の次に次の一条を加える。

（発言の通告等）

第四十二条の二 会議において発言しようとする者は、あらかじめ議長に発言通告書を提出しなければならない。ただし、議事進行に関する発言、一身上の弁明その他緊急を要する場合及び発言を通告した者が全て発言を終わった場合は、この限りでない。

2 発言通告書には、質疑についてはその要旨、討論については反対又は賛成の別を記載しなければならない。

3 発言の順序は、議長が定める。

4 通告した者が欠席したとき又は発言の順位に当たつても発言しないとき若しくは議場に現在しないときは、通告は、その効力を失う。

第四十五条の次に次の一条を加える。

(議事進行に関する発言)

第四十五条の二 議事進行に関する発言は、議題に直接関係のあるもの又は直ちに処理する必要のあるものでなければならぬ。

2 議事進行の発言がその趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止しなければならぬ。

第五十一条第三項及び第四項を削る。

第五十四条の見出し中「取消し」の下に「又は訂正」を加え、同条中「取り消す」を「取り消し、又は議長の許可を得て発言の訂正をする」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。

第七章中第五十九条の三の次に次の一条を加える。

(委員会報告書)

第五十九条の四 委員会は、事件の審査又は調査が終わつたときは、報告書を作り、議長に提出しなければならない。

第九十二条第二項中「の取消し」の下に「又は訂正」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。